締約国に関する情報 ＩＴ	イタリア 一　般　情　報	附属書　Ｂ１ ＩＴ
国内官庁の名称	Italian Patent and Trademark Office （イタリア特許商標庁）	
所在地	22, Via Quattro Fontane, 00184 Roma, Italy	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(39-06) 4705-5800 uibm.pct@mise.gov.it https://uibm.mise.gov.it/index.php/it な　し	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	電子メールによる提出を受理する	
送付することができる書類の種類	国際出願を除くすべての書類	
書類の原本提出義務	送信日から２か月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する	
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある[2]	
イタリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	イタリア特許商標庁，欧州特許庁（ＥＰＯ） 又はＷＩＰＯ国際事務局	
国内法令[3]は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合，出願は制限される： 居住者による出願[4]	
イタリアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国内保護[5]：イタリア特許商標庁 欧州特許　：欧州特許庁（ＥＰＯ）	
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国内[5]：特許，実用新案（実用新案は国内特許に代えて求めることができる） 欧州　：特許	

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　2018年10月1日以降に国内官庁に行われた出願について。

3　2005年2月10日の法令No.30，第198条(1)，2023年7月24日の法律No.102，第8条によって改正，2023年8月23日施行。

4　イタリアにおいて60日よりも前に行われた国内出願に基づく優先権を主張しており，その国内出願が公の秘密保持規則の対象とされていない場合を除く。

5　2020年7月1日以降に行われた国際出願について。

ＩＴ	イタリア（続き）	ＩＴ
国内官庁が認める手数料の支払方法	手数料の支払はユーロ建で行う。支払様式Ｆ24の使用又は電子手段（PagoPA）による支払が可能である。 すべての支払には，次の表示が要求される。 ― 国内出願番号：国内出願番号が不明の場合に限り国際出願番号 ― 出願人の氏名又は名称 ― 支払手数料の種類 詳細情報は https://uibm.mise.gov.it/index.php/en を参照されたい。	
国際型調査に関するイタリアの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： イタリアを指定する国際出願がＰＣＴ第21条に基づき公開されている場合には，出願人がイタリア特許商標庁を通じて出願のイタリア語翻訳文を公衆の利用可能な状態に置いた日から，又は出願人が被疑侵害者に翻訳文を直接通知した日から，イタリア工業所有権法第55条c.1の2の規定による仮保護が与えられる。 欧州特許を目的とする指定の場合： ＥＰＯがその公用語の１つで提供された翻訳文による国際出願を公開した後，出願人は請求の範囲のイタリア語翻訳文を公衆が利用可能な状態に置いた日から，又は使用者に伝達した日から，損害賠償を受けること，更に，特許侵害品及びその生産に使用された事項の目録作成並びに差押えが可能となる。	
イタリアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
イタリアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。発明者に関する情報がＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合，管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	
欧州特許については，附属書Ｂ２の欧州特許機構（ＥＰ）を参照		